

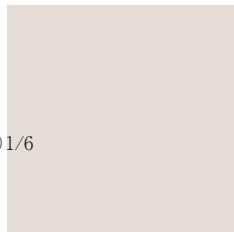
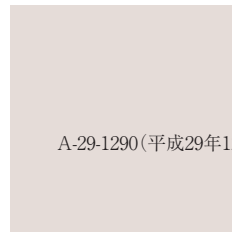
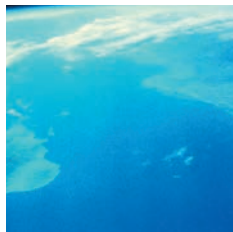
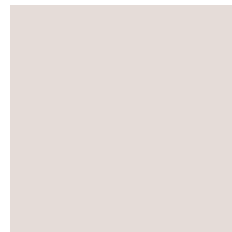
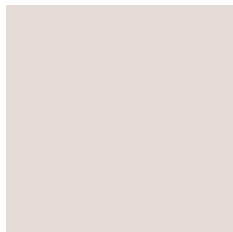
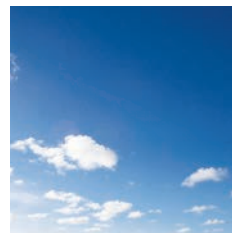
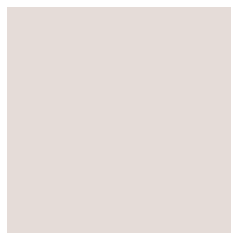
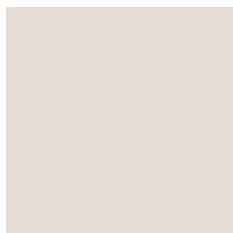
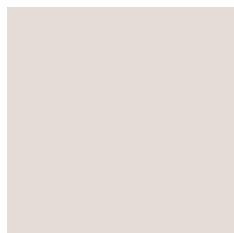
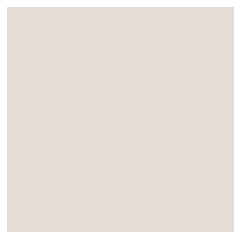
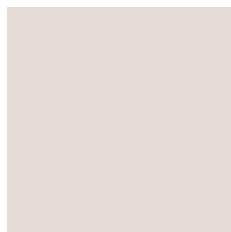
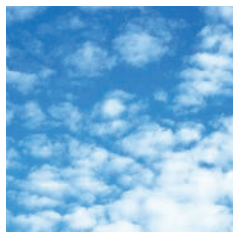


Rタイプ

無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

健康体割引

高額割引



小さな負担で大きな安心

無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)のしくみとポイント

しくみ

【契約例】

契約年齢：40歳(男性)
保険期間・保険料払込期間：10年
死亡保険金額：5,000万円(主契約のみ)



◎記載の図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。

ポイント

- 1 シンプルな保障内容**
死亡・所定の高度障がいに対する保障を確保できます。
- 2 当面必要な保障を重視**
保険期間は5年または10年です。
- 3 80歳まで保障を継続可能**
更新時の医師による診断は不要です。
(更新時に健康体割引特約の付加を申しいただく場合、告知・医師による診断が必要です。)
- 4 Lタイプへ変換可能(L⇔Rスイッチの活用)**
解約払戻金のあるLタイプ(無配当年満期定期保険)に変換できます。
- 5 充実の割引制度**
健康体割引・高額割引があります。

Rタイプの活用例

法人で加入



【このようなニーズに!】

- 必要な時期に、重点的に保障を確保したい
(例.借入金の返済が完了するまでの期間)
- 保障を確保したいが、コストは抑えたい
- 万一の場合、家族の生活資金が心配なので、死亡退職金・弔慰金を準備したい
- 保障のコストを削減し、キャッシュフローを改善したい
- 従業員の保障を低コストで確保したい

【企業リスクに応じた必要資金の確保】

	死亡リスク
経営者 役員	死亡退職金・弔慰金
	借入金返済資金
	運転資金・事業承継資金
従業員	死亡退職金・弔慰金
	人材補充・育成資金

税務取扱のポイント (契約者・死亡保険金受取人=法人 / 被保険者=経営者・役員・従業員の場合)

- 法人が負担する保険料は全額損金に算入可能(法人税基本通達9-3-5による)
- 法人が支給する退職金・弔慰金は損金に算入可能
ただし、役員退職慰労金について、相当と認められる額を超える場合、その超過額は損金不算入
- ご遺族が法人から受取る「死亡退職金」は、「500万円×法定相続人数」まで非課税
残りの金額がみなし相続財産として相続税の対象(相続税法第3条、第12条)

個人で加入



【このようなニーズに!】

- 必要な時期に、重点的に保障を確保したい
(例.お子さまが独立されるまでの期間)
- 保障を確保したいが、家計を圧迫したくない
- 保障と貯蓄を分け、合理的に準備したい

【リスクに応じた必要資金の確保】

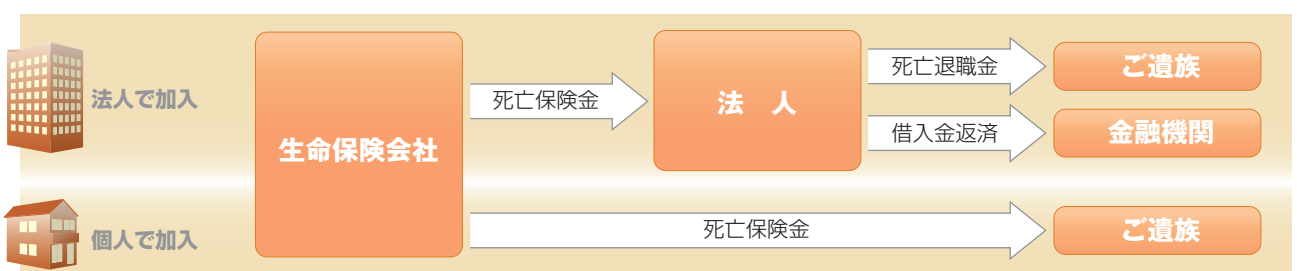
死亡リスク
遺族生活資金
ローン返済資金
相続税納税資金

税務取扱のポイント

- ご遺族が生命保険会社から受取る「死亡保険金」は、「500万円×法定相続人数」まで非課税
残りの金額がみなし相続財産として相続税の対象(相続税法第3条、第12条)
- 法人から受取る「死亡退職金」とは別に非課税枠が適用されます。

◎記載の税務取扱は平成30年4月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

●活用イメージ



Point

1 シンプルな保障内容

- 被保険者が保険期間中にお亡くなりになったときは、**死亡保険金**をお支払いします。
- 給付責任開始の日以後に発生した**ケガ・病気**により、被保険者が保険期間中に約款所定の高度障がい状態(例.両眼の失明など)になられたときは、**死亡保険金と同額の高度障がい保険金**をお支払いします。(以後、契約は消滅します。)
- 給付責任開始の日以後に発生した**不慮の事故**により、被保険者がその事故の日から180日以内の保険料払込期間中に、約款所定の身体障がい状態(例.片眼の失明など)になられたときは、**以後の保険料払込が不要**です。



- ・この保険には解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。
また、現金貸付(契約者貸付)や、払済定期保険への変更はできません。
- ・高度障がい状態・身体障がい状態については、[「ご契約のしおり」](#)[「約款」](#)をご覧ください。

Point

2 当面必要な保障を重視

- 必要な時期に、重点的に保障を確保するのに適しています。

Point

3 80歳まで保障を継続可能

- 当社所定の範囲内で死亡保険金額および保険期間を変えずに更新されます。



- ・更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算され、更新前に比べて通常高くなります。
- ・「保険料の変更」または「特定障がいの不担保」の契約条件が付加されている場合は、更新できません。
- ・保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合は、80歳となるように保険期間を短縮して更新します。

Point

4 Lタイプへ変換可能(L⇄Rスイッチの活用)

- 契約者の申し出により、解約払戻金のあるLタイプ(無配当歳満期定期保険(最長100歳満期))に無告知で変換できます。



- ・Lタイプに変換する場合は、当社所定の条件が必要です。詳細については、[「ご契約のしおり」](#)[「約款」](#)をご覧ください。

5 充実の割引制度

健康体割引 (健康体割引特約の付加)

契約時(更新時)に健康体割引特約の付加を申し出いただき、保険金額や、被保険者の年齢、血圧・体格・尿検査の結果および喫煙の有無などが当社所定の基準を満たした場合に、保険料を割引きます。(非喫煙者健康体保険料率の適用)

※「健康体」とは当社所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

- ・**健康体割引を更新する場合は告知・医師による診断が必要となります。**健康体割引の申込がない場合、更新後は健康体割引を適用しない保険料率となります。更新時の取扱は、保険期間により以下の通りとなります。

【保険期間5年の場合】

健康体割引の適用後、最初の更新に限り、「告知」「医師による診断」なしで更新後の契約に健康体割引を適用します。



【保険期間10年の場合】

更新時にあらためて健康体割引を申し出いただき、保険金額・被保険者の年齢および「告知」「医師による診断」の結果が当社所定の基準を満たした場合、更新後の契約に健康体割引を適用します。

- ・**保険金額の減額により、健康体割引が適用されなくなる場合もあります。**
- ・**「医師による診断」は、当社所定の要件を満たした健康診断書の提出をもって代えることができます。**

【40歳男性、保険期間10年、口座振替月払保険料(主契約のみ)】

※保険料は、契約年齢・契約内容などにより異なります。

	健康体割引を適用しない保険料率	非喫煙者健康体保険料率
死亡保険金額 1,000 万円	3,060 円	健康体割引の適用は死亡保険金額 3,000万円以上となります。
死亡保険金額 3,000 万円	7,680 円	5,880 円
死亡保険金額 5,000 万円	11,800 円	8,800 円

高額割引

- 契約時の保険金額が当社所定の金額以上の場合、保険料を割引きます。

当社所定の団体(集団)の所属員(会員)の方は、団体・集団扱にて加入いただけます。

8,600円



契約後に当該団体(集団)を脱退された場合には、個人扱(団体・集団扱ではない一般の契約)への変更が必要となる場合がありますので、ただちに大同生命あて連絡ください。
個人扱に変更された場合、契約を継続いただけますが、保険料が上げられることがあります。

指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である保険金・給付金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。

指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。

※法人が保険金・給付金の受取人である場合には、指定代理請求人を指定できません。

※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「[設計書【契約概要】](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」をご覧ください。

ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料

●設計書【契約概要】

保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。

●注意喚起情報

契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。(保険金・給付金が支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています)

●ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの重要な事項を記載しています。

【記載事項の例】

クーリング・オフ(契約申込の撤回など) / 健康状態・職業などの告知義務 / 契約の解約

●約款

保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。

保険種類を選択いただく際の参考資料

●大同生命の保険種類のご案内

大同生命が販売している保険商品の特色やしくみなどを記載しています。この保険は「大同生命の保険種類のご案内」に記載されている定期保険です。

「大同生命の保険種類のご案内」は、大同生命の職員・募集代理店またはもよりの店舗に請求ください。

●生命保険の契約にあたっての手引

「契約にあたってのポイント」「商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを、(公財)生命保険文化センターが公正・中立な立場から解説しています。

「生命保険の契約にあたっての手引」は、同センターのホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)から、ご覧いただけます。

◎生命保険募集人について

大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込に対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

◎この商品は、15～75歳の方にご加入いただけます。(保険期間などにより異なります。)

◎この資料は、平成30年4月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「[設計書【契約概要】](#)」「[注意喚起情報](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」を必ずご覧ください。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

<https://www.daido-life.co.jp/>

お問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-501 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

平成30年4月改訂

 **T&D**
T&D保険グループ

T&D保険グループはグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、大同生命が引受保険会社となります。

A-29-1290(平成29年12月26日)6/6

帳票番号70496(30.3.80) DNP